

平和運動センター通信 原水禁ヒロシマニュース

- 発行：広島県平和運動センター
原水爆禁止広島県協議会（広島県原水禁）
 - 〒733-0013 広島市西区横川新町7-22 自治労会館 1階
 - Tel:082-503-5855 FAX:082-294-4555
 - E-mail:h-heiwa@chive.ocn.ne.jp
 - 広島県原水禁 ホームページ <http://www.hiroshimaken-gensuikin.org/>
 - ブログ：<http://kokoro2016.cocolog-nifty.com/shinkokoro/>
- ー子どもや孫たちに、戦争も核もない、美しい地球を！ー

No.269
2025年
1月号
(1月14日)

発行責任者
大瀬敬昭
(事務局長)

2025年 新しい年を迎えて

広島県原水禁代表委員 金子哲夫

今年は、被爆80周年の節目の年です。

昨年、日本被団協のノーベル平和賞の受賞は、反核運動を担うものにとって嬉しいニュースとなりました。同時に、核兵器廃絶への確かな道を作らなければならない責務を負わされることでもありました。

私は、被団協のノーベル平和賞受賞を機に改めて、原水禁運動の歴史をふりかえりました。

第一に確認できたことは、原水禁運動の基礎は、被爆の実相だということです。

1955年に広島で開催された第1回原水爆禁止世界大会の大会宣言は「原水爆被害者の不幸な実相は、ひろく世界に知られなければなりません。」と明記しました。

この大会宣言を受け、被爆の実相を広げるため、被爆者の皆さんは、国の内外で、語りたくない自らの被爆体験を語り続けてきました。広島県原水禁もこの被爆者の運動を支援し、海外派遣に協力してきました。被爆者の証言活動への支援は、私たち原水禁の使命であることを改めて確認したいと思います。

第二に確認できたことは、「被爆者の救済と核兵器廃絶」は、原水禁運動の車の両輪だということです。大会宣言は、そのことを次のように明記しています。「その救済は世界的な救済運動を通じて急がれなければなりません。それがほんとうの原水爆禁止運動の基

《今後の主な予定》

- 1月22日(水) 核禁条約4周年キャンドル（原爆ドーム前）
- 1月26日(日) 被団協ノーベル平和賞受賞イベント（メリアホール）
- 1月27日(月) ネバダデー座り込み（慰霊碑前）
- 1月27日(月) 県原水禁総会・ノーベル平和賞受賞報告会（自治労会館）
- 2月11日(火) 紀元節復活反対 2.11ヒロシマ集会（弁護士会館）
- 2月18日(火) 中国ブロック平和フォーラム会議（岡山）
- 2月28～3月1日 ビキニデー全国集会（静岡）

礎であります。原水爆が禁止されてこそ、真に被害者を救うことができます。」

第三に確認できたことは、「継続は力」ということです。

その象徴的な私たちの活動は、核実験抗議の座り込みです。「核」という巨大な力に対し、小さな力しか持たない私たち市民が、決してあきらめることなく核廃絶を求めていくためには、継続した粘り強い抗議の行動を続けるしかないということです。

そうした活動の継続が、被団協のノーベル平和賞受賞に繋がったと、私は確信しています。

2017年、国連は「核兵器禁止条約」を採択し、2021年1月21日発効しました。しかし、核兵器保有国、核の傘の下にある国々が、いまだ署名・批准を行っていない状況の中で、核兵器廃絶への道を開くことは、困難な道のりにあることは否定できません。しかし、明確なことは、「核兵器禁止条約」の発効で、核兵器は違法な兵器となったことです。

「核兵器禁止条約への署名・批准国を増やすためにも、唯一の戦争被爆国を名乗る日本政府に早期に「署名・批准」を実現させることは、日本の原水禁運動の課題です。

被爆80周年の今年、日本政府の核政策を転換させる重要な節目の年として活動を強化しなければならないと考えています。

先人のたゆまぬ努力に学び、広島県原水禁としての役割が果たせるよう全力を挙げて取り組む決意です。皆さんのさらなる協力を心からお願いします。

被爆二世の援護を求める集団訴訟

地裁に続き広島高裁も不当判決

全国被爆二世団体連絡協議会 平野克博

被爆二世が、被爆者の援護を定めた法律の適用対象となっていないのは不当だと国を訴えた裁判で、広島高裁は広島地裁に続いて原告の訴えを退ける不当判決を下しました。裁判を中心になって闘っている全国被爆二世協の平野克博さんから報告を頂きました。

◇

1988年全国被爆二世団体連絡協議会が結成されました。以後30年以上にわたり国に対し被爆二世に対する援護を求めてきました。被爆者援護法の中に被爆二世への援護を盛り込ませることを大きな目標とし、被爆二世の実態調査や被爆二世検診の充実（がん検診の追加など）を求めてきました。これに対し国（厚労省）は「親の受けた放射線の影響が被爆二世にあるという科学的な知見がない」の一言を30年間言い続けてきました。

現在、被爆二世に対する法的援護はありません。単年度予算措置の「被爆二世検診」があるのみです。多くの被爆二世は自分や子ども（三世）の健康不安を抱え毎日生活しています。私たちは、これまで国会議員の学習会や全国署名（37万筆以上）や毎年の厚生労働省交渉などを取り組み、政治的な解決を目指し取り組んできました。しかし、これまで大きな前進を勝ち取ることができませんでした。



高裁判決後の報告会で不当判決への憤りを述べる平野事務局長(左端)

在外被爆者や被爆者認定の問題も裁判で前進してきました。仲間からの「裁判闘争しかない」との声の中、2012年の総会で「裁判闘争を視野に入れた対応を検討します。」とやや及び腰の方針を決定し、それ以来、学習会や弁護士との打ち合わせ会を繰り返し、ようやく2017年2月17日広島地裁（親が広島原爆で被爆した二世）、同20日長崎地裁（親が長崎原爆で被爆した二世）への集団訴訟を行うことができました。

私たちの要求は、これまで苦しみ続けてきた二世がいるにもかかわらず立法措置を怠ってきた国会に対し立法不作為を認めること。そして、二世に対しても被爆者やみなし被爆者と同等に援護措置を講ずることです。

私たちは、両地裁へ度重なる準備書面の提出や意見陳述を行ってきました。多くの原告が自分や家族の苦しみや悩みをさらけ出し証拠として提出もしました。放射線の次世代への影響に関する多くの動物実験や研究結果も提出してきました。

それにも拘わらず、長崎地裁では2022年12月12日「放射線の遺伝的影響についてはいまだ確立しておらず、その可能性を否定できないということとどまる。」広島地裁においては、2023年2月7日「被爆二世についてはその身体に直接原爆の放射能を被爆したという事情は認められない。原爆の放射線による遺伝的影響についてはその可能性を否定できないこととどまる。」という判決を出しました。両地裁とも放射線の遺伝的影響のメカニズムを全く無視しており、許すことのできないものでした。弁護団によると、「国の方針（放射線の影響をできるだけ小さく見て原子力政策を推し進め、被爆者の援護を次世代へは引き継がない）を忖度し結論ありきで、その結論に至るために論理を組み立てている。」というものでした。

その後、長崎は2022年12月23日に福岡高裁へ、広島は2023年2月16日広島高裁へそれぞれ上告しました。上告理由の中には両地裁の遺伝的影響についての誤った見方など、私たちが提出した多くの証拠に対して正面から向き合っていないことなどが挙げられています。

2024年2月29日福岡高裁の判決では、「被爆者援護法は、原爆投下時にすでに出生していた者を前提に援護の対象としている。被爆者やみなし被爆者と同等の措置を講ずるか否かについては、国会の総合的政策判断にゆだねられる。」という内容のものでした。広島高裁では、2024年12月13日に判決が出されました。内容は「現実に放射線を直接浴びた可能性のある被爆者及びみなし被爆者と、被爆時に存在していなかった被爆二世とでは放射線の影響は医学的・科学的知見において顕著な差がある。」「被爆二世の訴える健康不安に対処すべく援護の対象に加えるか否かは立法府の合理的判断による。」という受け入れがたい不当判決でした。

両地裁・高裁判決は被爆者援護法の趣旨である「放射線により健康被害が生ずる可能性がある事情の下に置かれている者を援護の対象とする。」と解されることについては認めているにもかかわらず、今回のような判決を下しました。また、広島高裁の「黒い雨判決」をも覆すようなものでした。

私たち全国被爆二世団体連絡協議会は、これからも最高裁に上告し闘いを継続します。さらに、被爆者問題議員懇談会とも連携し、立法府での政治的な取り組みも強化してくべく準備を進めています。これからもご支援ご協力よろしくお願いいたします。

島根原発再稼働に反対し島根で集会

中国電力島根原発2号機が12月7日に再稼働されたことを受け、12月21日、松江市のくにびきメッセで、「12・21島根原発2号機再稼働反対集会」が開催され、広島

からも県原水禁や市民団体などから約30人が参加しました。

集会は、実行委員会を代表して「フォーラム平和・人権・環境しまね」の内田智己代表があいさつし、続いて、ゲストスピーカー3人がスピーチしました。

熊田哲治・広島県原爆被害者団体協議会事務局長は、日本被団協のノーベル平和賞受賞に触れながら、「国家補償」の問題を紹介するとともに、放射線被害は長く続くが、特に内部被曝問題は置き去りにされたままであること、や、原発事故が起きれば同様に内部被曝問題が引き起こされることなどを紹介し、「再稼働は許されない」と連帯を表明しました。



その後、「志賀原発を廃炉に！訴訟原告団」の北野進団長からのビデオメッセージ、上関原発を建てさせない山口県民連絡会の久保雅子さんがスピーチしました。

地元の島根・鳥取からも3人からこれまでの取り組みが紹介され、「絶対に再稼働は認めることはできない。今後も運転停止を求めて、がんばる」と決意の表明がありました。

集会は最後に「住民の犠牲すらいとわれないような安全軽視の再稼働強行は、断じて許すわけにはいきません」「私たちは島根原発2号機再稼働に断固として抗議し、島根原発2号機の廃炉を求めます。」との集会アピールを全員の拍手で確認しました。

集会終了後は、屋外でのスタンディングが予定されていましたが、雨風が強いため、場所を会場内に変更し、シュプレヒコールを繰り返した後、プラスターを掲げて「原発はいらない」の声を上げ、再稼働反対集会を終了しました。

日朝友好広島県民の会が総会

日朝友好広島県民の会は12月19日、広島市留学生会館で2024年度総会を開催しました。

森崎賢司さん（広教組）の司会で始まった総会は、高橋克浩共同代表（広島県平和運動センター）が主催者を代表してあいさつ。高橋共同代表はその中で、宮島への入島税の免除対象から朝鮮学校が除外されていることに対して廿日市市への申し入れを行ったことや、朝鮮学校支援のための金剛山歌劇団チャリティー公演の取り組み等を行ってきたことを紹介し、差別を許さないための活動さらに強めていく決意を述べました。



大会議案の提案は大瀬敬昭事務局長（平和運動センター）が行い、全体の拍手で確認されました。

総会後には、広島朝鮮学校へのカンパ124万6千円（目録）が高橋共同代表からパク・チジュン朝鮮学園校長に手渡され、その後、広島朝鮮歌舞団の歌と踊りを鑑賞し、終了しました。